

利用料の減額割合

減額事由	減額割合	備考
立山町又は立山町教育委員会が主催して利用するとき	5割相当額	※営利を目的とする専用利用又は飲食を伴う会議に係る利用料の減額は ありません。 ※利用料減額（還付）申請書（様式 第4号）を複合施設管理者に提出く ださい。
国又は県が主催して利用するとき	3割相当額	
利用目的が公益上有益と認められ、立山町が専用利用者と共同利用するとき	3割相当額	
利用目的が公益上有益と認められ、立山町が後援するとき	3割相当額	
複合施設管理者が特に必要と認めるとき	複合施設管理者が定める額	

利用料の還付

還付事由	還付割合	備考
専用利用者の責めによらない事由により、専用利用することができなくなったとき	10割（全額）	※利用料減額（還付）申請書（様式 第4号）を複合施設管理者に提出く ださい。
利用期日前10日までに取消しを申し出た場合	7割相当額	